

吉川市市民活動補償制度実施要綱

平成19年3月30日

告示第99号

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動中の事故に対して市が行う補償（以下「補償」という。）について必要な事項を定めることにより、市民活動を支援し、もって地域社会に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 営利を目的とせず、継続的、計画的又は臨時に行う公共性のある自発的な活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公益を害するおそれのある活動

(2) 活動団体 市民活動を主な目的とする市内に活動拠点を置く団体をいう。

(3) 指導者等 活動団体において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者及びその運営に従事する者をいう。

(4) 参加者 指導者等その他の市民活動に参加する自然人をいう。

(保険契約)

第3条 市は、この制度を実施するため損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。この場合において、保険契約の期間（以下「保険期間」という。）は、1年とする。

2 保険契約による補償は、賠償責任補償及び傷害補償とする。

(補償の対象)

第4条 補償の対象となる事故は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市民活動中に活動団体又は指導者等（以下「賠償補償対象者」という。）が第三者（活動団体の構成員を含む。以下同じ。）の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故（以下「賠償責任事故」という。）

(2) 市民活動中（あらかじめ市長に提出された名簿に記載されている者に限り、集合から解散までの通常の往復経路による移動中を含む。）に参加者が熱中症、日射病若しくは細菌性食物中毒にかかり若しくは負傷し、死亡した事故（以下「傷害事故」という。）

（賠償責任事故の補償金等）

第5条 賠償責任事故に係る補償金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 身体賠償 1人につき1億円。ただし、1事故につき3億円

(2) 財物賠償 1事故につき1,000万円

(3) 保管物賠償 1事故につき500万円

2 前項の規定にかかわらず、生産物事故（異物混入事故を含む。）及び保管物賠償事故にあつては、同項各号に定める1事故に係る額を1保険期間中における限度額とする。

3 前項に規定する補償の対象となる費用は、治療費、休業補償、逸失利益、慰謝料、物の修理代及び保険会社が認めた費用とする。

（賠償責任事故の適用除外）

第6条 次の各号に掲げる事由により生じた賠償責任事故は、補償の対象としない。

(1) 賠償補償対象者の故意による事故

(2) 当該事故に係る賠償補償対象者の同居の親族に対する事故

(3) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議

(4) 地震、噴火、津波、洪水その他の天災による事故

(5) 賠償補償対象者が所有し、使用し、又は管理する車両、船舶による事故

(6) 賠償補償対象者が所有し、又は管理する動物による事故

(7) 前各号に掲げるもののほか、市が保険会社と締結した保険約款及び特約条項（以下「保険約款等」という。）で定める事故

（傷害事故の補償金等）

第7条 傷害事故に係る補償金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 事故発生の日から180日以内に参加者が死亡したとき 1人につき200万円
(後遺障害に対する保険金を支払った後であるときは、その金額を控除した額)
 - (2) 事故発生の日から180日以内に参加者が後遺障害を生じたとき 1人につき200万円に保険約款等に掲げる障害の程度の区分に応じ保険約款等に定める割合を乗じて得た額
 - (3) 参加者が入院による治療を受けたとき 事故発生の日から180日を限度として、1人につき3,000円に入院した日数を乗じて得た額
 - (4) 参加者が通院による治療を受けたとき 事故発生の日から180日までの間において90日を限度として、1人につき2,000円に通院した日数を乗じて得た額
- 2 前項第1号に掲げる場合の補償金は、参加者の法定相続人に支払うものとする。
(傷害事故の適用除外)

第8条 次の各号にかかげる事由により生じた傷害事故は、補償の対象としない。

- (1) 参加者の故意による事故
- (2) 参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (3) 参加者の疾病（熱中症、日射病、細菌性食物中毒を除く。）、脳疾患又は心神喪失による事故
- (4) 参加者の他覚症状のないむち打ち症又は腰痛
- (5) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- (6) 地震、噴火、津波、洪水その他の天災による事故
- (7) 参加者の無資格運転及び酒酔い運転による事故
- (8) スポーツ、レクリエーション及び文化活動による事故（ただし、指導者等の傷害事故を除く。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、保険約款等で定める事故

(登録の届出)

第9条 補償の適用を受けようとする市民活動団体及び参加者は、市民活動を行う前に市民活動団体等登録届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、災害に係るボランティア活動については、この限りでない。

(事故の報告)

第10条 市民活動団体等届を市長に提出した市民活動団体及び参加者は、市民活動中に事故が発生したときは、直ちに市長に連絡するものとし、その後速やかに吉川市市民活

動補償事故報告書（様式第2号。以下「事故報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（事故の判定）

第11条 市長は、事故報告書が提出されたときは、職員に当該事故が市民活動中のものであるかを調査させ、市民活動中のものであると認めるときは、吉川市市民活動補償事故認定通知書（様式第3号）を契約締結した保険会社に、吉川市市民活動補償事故認定通知書の写しを事故報告書を提出したものに送付するものとする。

（請求手続等）

第12条 賠償責任事故に係る請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、賠償補償対象者が保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金は、死亡補償にあつては死亡した参加者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては当該参加者が補償金等請求書に必要な書類を添付し、市長に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求は当該障害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求は入院又は通院が終了した後に、行うものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に係る支払うべき補償金相当分を保険会社に保険金として請求する。

4 市が受け取るべき保険金について市が保険会社に対し、請求者に直接支払うことを要請した場合は、保険会社は請求者が指定した金融機関の口座に振り込み、これによって市の補償金支払い義務は履行されたものとする。

（庶務）

第13条 補償に関する事務は、市民生活部市民参加推進課が行う。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補償の適用については、保険約款等の規定によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。